

平成27年度智頭町職員（身体障がい者・一般事務）採用資格試験公告

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、智頭町職員（身体障がい者・一般事務）の採用資格試験を次のとおり行います。

平成27年7月24日

智頭町長 寺谷 誠一郎

記

1. 職 種 一般事務

2. 受験対象者 身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方で、介護者なしに職務の遂行が可能でありかつ、活字印刷文による出題に対応できる方

3. 受験資格

(1) 八頭郡内及び鳥取市内の在住者（出身者を含む）で、昭和55年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人

(2) 試験を受けられない人

地方公務員法第16条に該当する人（以下のいずれかに該当する人）

- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は平成28年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。日本国籍を有しない職員は、公権力の行使に該当する業務、公の意思形成への参画に携わる職には就くことができません。

4. 第一次試験

(1) 日時及び場所

平成27年9月20日（日）八頭町において行います。時刻及び試験場は受験票交付の際にお知らせします。

(2) 方法

- ① 教 養 試 験 公務員として必要な一般知能及び教養について択一式により高等学校卒業程度の筆記試験
- ② 事 務 適 性 検 査 職員として事務の適応性（正確さ、迅速さ等）についての検査
- ③ 性 格 診 断 検 査 職員として職場における適応性についての検査
- ④ 作 文 試 験 課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験

(3) 第一次試験合格者の発表

平成27年10月中旬に合格者に通知ほか、合格者の受験番号を智頭町役場庁舎掲示板に掲示します。

5. 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者についてのみ行います。

(1) 日時及び場所

平成27年10月下旬～11月上旬に行いますが、日時及び場所は第一次試験合格者通知の際にお知らせします。

(2) 試験種目

- ① 口 述 試 験 主として人物について面接による試験

6. 合格者の発表

平成27年11月中旬、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を智頭町役場庁舎掲示板に掲示します。

7. 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員があった場合、そのうちから採用者が決定されます。従って合格者の全員が必ず採用されるとは限りません。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として1年間です。

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求及び提出書類

- ① 申込用紙は平成27年7月24日（金）から智頭町役場総務課で受領して下さい。
- ② 提出書類は受験申込書に所要事項を記入し、身体障害者手帳の写しを添えて、平成27年8月17日（月）午後5時までに智頭町役場総務課に提出して下さい。同日までに到着するよう郵送されても差し支えありません。なお、応募書類はお返しいたしません。

智頭町役場総務課 〒689-1402 八頭郡智頭町大字智頭2072番地1（電話 0858-75-4111）

9. その他

過去5年間の作文問題をお知らせしています。申込用紙と一緒に受け取り下さい。